

議案第1号

上手渡振興会規約(案)

(目的)

第1条 本会は、上手渡地区に暮らす住民が互いに知恵を出し合い、協力し合って、自らの地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と笑顔あふれる安心安全な地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上手渡振興会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、上手渡中央集会所内(伊達市月舘町上手渡字舘石46番地)に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2)交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (3)高齢者福祉等の地域住民の福祉に寄与する事業
- (4)健幸都市の推進に寄与する事業
- (5)生涯学習に関する事業
- (6)環境に関する事業
- (7)青少年の健全育成に関する事業
- (8)その他地域の発展に寄与する事業

(構成)

第5条 本会は、上手渡地区に居住する者をもって組織し、全戸加入とする。

2 上手渡地区で事業を実施する個人若しくは法人又は上手渡地区で活動する各種団体で総会で承認を受けた者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)専門部会長 3名
 - (4)監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 3 専門部会長は、専門部会員の互選により選出し、会長が選任する。
- 4 庶務及び会計は、総会において会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 専門部会長は、本会の運営を補佐し、各専門部会の事業を総括する。

4 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

5 庶務は、本会の事務を処理する。

6 会計は、本会の会計事務を処理する。

(役員等の任期)

第8条 役員及び専門部会員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員及び専門部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の報酬金)

第9条 役員及び専門部会員に対して、報酬金を支払うことができる。

2 報酬金の額は、別に定める。

(代議員)

第10条 代議員は、各組から選出された5名とする。

2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

3 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により各区から選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、代議員になることができない。

(顧問)

第11条 本会は、顧問をおくことができる。

2 顧問は、総会において選出し、会長が委嘱する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)地域づくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2)規約の制定及び改正に関すること。
- (3)会長、副会長及び監事の承認に関すること。
- (4)事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5)その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第 14 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)出席者数(表決委任者を含む。)
- (3)審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第 15 条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

2 役員会は、会長、副会長、専門部会長、庶務及び会計をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

(専門部会)

第 16 条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1)地域づくり・環境部会
- (2)健康・福祉部会
- (3)教育・文化部会

2 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(会計)

第 17 条 本会の運営等に係る経費は、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

3

(監査)

第 18 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 19 条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を備え付けるものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 20 条 本会が各種取組を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 9 日から施行する。